

労務 ROAD

■ 3月6日は36協定の日です！

3月6日は、36協定（時間外・休日労働に関する協定）の日ということをご存知でしょうか？そもそも、36協定って？という事業主様にも念のため、36協定のおさらいをしていきましょう。

★36協定とは、「時間外・休日労働に関する協定」 のことです。

残業（法定の労働時間を超えて労働）をさせる場合や法定の休日に労働させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ることが必要です。



・法定労働時間、法定休日とは…

法定労働時間	原則 1 週 40 時間、1 日 8 時間	左記を超える分はすべて時間外労働になります。
法定休日	1 週間に 1 回、または 4 週間を通じて 4 日の休日が必要	法定の休日に働いた場合は休日割増賃金を支払う必要があります。

・36協定に記載する内容は…

- ① 1日に何時間、月に何時間、年間で何時間まで残業するのか
- ② 残業をさせる必要のある業務の種類や労働者の数
- ③ 延長事由（時間外労働をさせる必要のある具体的事由）

→すべて労使での協定が必要です。
（会社と、労働組合または労働者の過半数代表者で協議の上締結）

・過半数代表者の選出方法は…

管理監督者を除く労働者の中から、投票や挙手などの方法により民主的に選ぶ必要があります。

※管理監督者とは…

工場長や部長など、労務管理について経営者と一体的な立場にある方

※こんなケースは無効！

- ・会社が特定の従業員を指名する
- ・親睦会等の代表者が自動的に代表となる など

・2019年4月（中小企業は2020年4月）より新様式に変更になります。

変更点	共通	労働保険番号と法人番号の記入が必須。 時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満かつ、2~6か月までを平均して80時間を超過しないことに関するチェックが必須。
	特別条項のみ	限度時間を超えて労働させる場合における手続き、限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置の記載が必須。

【厚生労働省、日本労働組合総連合会 より】

VOL.633
(1903-1)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野

セミナー開催のご案内

ここが重要！押さえておきたい

「働き方改革」セミナーを
3月6日に実施します。

第一部では代表河本が、働き方改革について、第二部ではIndeedさんをお招きして採用手法やトレンドについてお話しします。HPからチェック可能です。ぜひ奮ってご参加ください。

今年毎日お弁当を持参することを目標にしましたが、半分くらいしか達成できていません。もうひとつ、毎日なにか運動をする、の方の目標は今のところ毎日続いています。少しでも運動不足が解消されていますように…
(矢尾)

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto